

地域密着型通所介護の利用者等に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と西東京市（以下「乙」という。）は、甲、乙双方の市域内地域密着型通所介護の利用者の範囲等について以下のとおり合意し、本協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 地域密着型通所介護の利用に関する市町村同意について、その事務手続きの効率化を目的としてこれを定める。

（同意の内容）

第2条 甲及び乙は、市域内で地域密着型通所介護事業所が提供する介護サービスを、他方の介護保険被保険者が利用することに同意するものとする。

（同意の効力）

第3条 甲及び乙が行う介護保険被保険者利用の同意は、市域内で地域密着型通所介護事業所が提供する介護サービスに関する包括的な同意であって、市町村同意等の手続きは不要とする。

（事業所の指定）

第4条 事業所は、迅速にサービスの利用開始ができるよう、予め甲に所在する事業所は乙の、乙に所在する事業所は甲の地域密着型通所介護事業所の指定を受けるものとする。

（利用者報告）

第5条 甲及び乙に所在する地域密着型通所介護事業所は、毎月、他市利用者数又は他市利用者名簿を甲及び乙に提出する。甲及び乙は地域密着型通所介護事業所に対し、これを求めることとする。

（介護報酬の支払い）

第6条 甲及び乙は、介護報酬の支払いについて、それぞれの責任において、東京都国民健康保険団体連合会との支払事務処理を遺漏なく行うものとする。

（協定の変更）

第7条 同意の前提条件若しくは内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更することができる。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

住 所 東京都●●市
甲 名 称 ●●市
代表者 ●●市長

住 所 東京都西東京市南町五丁目6番13号
乙 名 称 西東京市
代表者 西東京市長 丸山 浩一